

2021年12月20日

日本の 水産業関連会社に対する アンケート結果報告

国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ



Human Rights Now

東京を本拠とする国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、本年1月20日、中国籍漁船上でのインドネシア人乗組員に対する人権侵害事案（以下、本事案）を踏まえた「水産業における人権侵害と日本企業の関わりに関する報告」（以下、HRN水産業報告書）を公表した¹。これを踏まえて、本年1月から5月にかけて、日本の水産業関連会社11社²（マルハニチロ株式会社、日本水産株式会社、イオン株式会社、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、三菱商事株式会社、三井物産株式会社、伊藤忠商事株式会社、住友商事株式会社、丸紅株式会社、株式会社極洋、横浜冷凍株式会社）に対し、水産業における人権方針の内容及びサプライチェーンを含めた当該方針の実施状況などに関するアンケート調査を実施した³。

上記11社のうち、極洋と横浜冷凍を除く9社からの回答を得たが、当該2社は、複数回にわたり回答を求めたものの、本日まで無回答であった。日本が世界最大の水産物輸入国の一つであることを鑑みると、強制労働や奴隷労働等の深刻な人権侵害事案を防止するために、水産業界において高い影響力を有する極洋と横浜冷凍が果たすべき役割は極めて大きい。極洋と横浜冷凍が自社の取り組みに関する回答を提出しなかったことは、誠に遺憾である。

水産業関連会社は、2011年に国連で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、指導原則）に基づき、人権に関する取り組みを抜本的に見直し、サプライチェーンも含めた人権侵害に取り組む方針策定とその実効的な実施が強く求められている。

今回のアンケート回答の分析を通して、各社が人権課題に取り組む必要性を認識していることは窺え、また、指導原則が求める企業の負う人権尊重責任を実現するための具体的な制度や取り組みには一定の進展が見られたものの、未だ不十分な点が多く、改善の必要性が高いことが明らかとなった。

各社の回答の概要については、別紙「[回答概要一覧](#)」を参照されたい。

¹ <https://hrn.or.jp/activity/19253/>

² 水産業界におけるバリューチェーンを網羅し、かつ、市場への影響力が高い企業を捕捉する観点から、以下の11社を対象とした。

・ The World Benchmarking Allianceにおいて、水産業に関し最も影響力が高いとされている上位30社（<https://seafood.worldbenchmarkingalliance.org/rankings/>）のうち、日本企業6社：三菱商事株式会社、日本水産株式会社、丸紅株式会社、マルハニチロ株式会社、株式会社極洋、横浜冷凍株式会社

・ スーパー業界における2020年売上高上位2社：イオン株式会社、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

・ 上記以外の商社のうち、2020年売上高上位3社：伊藤忠商事株式会社、三井物産株式会社、住友商事株式会社

³ アンケート本文はこちらを参照されたい：<https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2021/01/47feb4e6017579138c3fdf3aba5f499e.pdf>

1

水産業における人権保障に関する法規制、 ビジネスと人権に関するルール

まず、各社からの回答を検討する前提として、水産業における人権保障に関する法規制、及びビジネスと人権に関するルールについて概説する⁴。

水産業における人権侵害事案は、違法、無報告かつ無規制漁業（Illegal, Unreported and Unregulated 漁業。以下、IUU 漁業）と関連を有することが多い。

すなわち、IUU 漁業が行われる環境においては、乗組員の奴隷的労働環境が生じやすいことが既に多くの報告書で指摘されている⁵。

(1) 水産業における人権保障に関する法規制

IUU 漁業を取り締まるため、世界三大水産物市場のうち、EU と米国には IUU 漁業からの水産物の輸入に対する規制が存在する。

日本では、2020年12月11日に、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（以下、水産流通適正化法）⁶ が公布された。当該法律の施行日は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定めることとされており、2022年12月までに施行予定である。水産流通適正化法は、国内における違法漁獲物の流通防止のための規制及び IUU 漁業による違法漁獲物の流入防止のための輸入の規制を設ける。国内の流通の規制としては、特定第一種水産動植物（国内において違法かつ過剰な採捕が行われる恐れが大きい魚種）の採捕及び譲渡しの事業を行う者等（届出採捕者）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならない⁷。水産流通適正化法は、IUU 漁業等による違法漁獲物の流通を防止すること及びサプライチェーン上のトレーサビリティの確保に資するものであると考えられるが、サプライチェーン上の人権保障を具体的な目的として明示するものではない。

したがって、IUU 漁業とそこで起きる人権侵害を防止するための取り組みを促進し、企業の責任を担保するとともに、水産業のサプライチェーン上の人権保障を目的として完全なトレーサビリティを確保する法的仕組みを構築することが日本における喫緊の課題である。

以上に加え、水産業における国際的な IUU 漁業問題とこれに関連する人権侵害に効果的に対処するには、日本政府が国際条約を批准する必要がある。具体的には、UNCLOS、RFMO、食糧農業機関の Port State Major Agreement (PSMA)、国連多国籍組織犯罪防止条約 (UNTOC) 及び 2007 年の漁業条約に関連する国際労働機関 (ILO) 条約を含む、IUU 漁業及び漁船の労働条件に関連する国際条約を批准し、実施することが重要である。

⁴ EU や米国の当該法規制及び国際条約の詳細については、HRN 水産業報告書を参照されたい。

⁵ WWF「IUU 漁業について」2021年9月21日、<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/282.html>

⁶ 水産庁「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要」（<https://www.jfa.maff.go.jp/kakou/attach/pdf/suisannryuutuutokiseika-3.pdf>）参照。

⁷ また、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととされ、届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等（特定第一種水産動植物等取扱事業者）は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととされている。

⁸ 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないとされる。輸入規制に関しては、特定第二種水産動植物（国際的に IUU 漁業のおそれの大きい魚種）等を対象に、輸入の際には、適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書等を添付しなければならないとする。

(2) ビジネスと人権に関する議論の発展

2011年、国家及び企業がそれぞれ人権の保護及び尊重、そして人権侵害に対する実効的救済を実現することに合意する、「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会で承認された。日本は、この指導原則に基づき、2020年10月16日に『『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)』⁹(以下、NAP)を公表した。NAPの目的は、人権保護義務を負う国家に加え、事業者も事業活動に関する人権侵害リスクを把握、特定し、その予防、軽減、救済を講じるよう実効的な施策を実施することにある。

2

本事案の概要及び水産業関連会社各社における人権問題の把握

(1) 漁船 Longxing 629 号事件

上記ヒューマンライツ・ナウ水産業報告書に記載のとおり、2020年5月、中国企業の大連遠洋漁業金槍魚釣有限公司(大連海洋漁業株式会社)が運営する漁船 Longxing 629号において、インドネシア人乗組員に対する強制労働、奴隷労働、賃金問題などの人権侵害事案が発覚した。このような深刻な人権侵害事案に対し、本年5月28日、米国国土安全保障省傘下の税関・国境警備局は、漁船団を操業する大連遠洋漁業金槍魚釣有限公司からのマグロなど水産物の輸入を禁止する措置を取った¹⁰。

(2) 日本企業の対応

Environmental Justice Foundationが行った調査では、人権侵害が認められた7隻の中国遠洋漁船が、洋上で、リーファー船と呼ばれる9隻の冷蔵貨物船との間で、貨物の転載を11回行った可能性があり、その後、当該リーファー船は日本に帰港したことが指摘された。したがって、水産業のサプライチェーン上の人権問題は、日本企業も無関係ではない¹¹。

本事案で指摘されたような水産業における人権問題については、9社のうち7社(マルハニチロ、日本水産、イオン、三菱商事、三井物産、伊藤忠、住友商事)が把握していると回答した。丸紅は、水産業での人権問題について知見を持っていたものの、本事案そのものは把握していなかったとのことである。また、セブン&アイ・ホールディングスは、水産業に関わらず情報収集を行っているとの回答であったが、本事案のような水産業における人権問題の把握の程度については明らかではない。

本事案は、水産業界に蔓延する人権侵害の一例に過ぎない。このような深刻な人権侵害事案の再発を防止するために、水産業関連会社各社は、自社グループ及びそのサプライチェーンにおける人権侵害リスクを特定し、ステークホルダーとの対話や救済手続の構築などを早急に行うべきである。具体的には、以下に述べるような、人権方針の策定・周知、サプライヤーの把握・調査・モニタリング、人権デュー・ディリジェンスの実施、救済手続(グリーンバンスメカニズム)の構築、ステークホルダーエンゲージメントなどが必要となる。

⁹ 『『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)』 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

¹⁰ 日経新聞「米国『中国漁船で強制労働』操業企業からの輸入禁止へ」2020年5月29日、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB291890Z20C21A5000000/>

¹¹ Environmental Justice Foundation「奴隷労働・違法操業漁業による水産物の日本市場への混入の可能性」2021年8月20日、<https://ejfoundation.org/news-media/奴隷労働-違法操業漁業による水産物の日本市場への混入の可能性>

3

人権方針

人権方針を確立し、実施していくことは指導原則においても、企業が負う人権尊重責任に対するコミットメントを社内外に周知し、あらゆる経営判断が国際人権基準に基づくものとなるための手段として重要である。

この点、9社全社が人権方針を定めていると回答した。加えて、住友商事はグループ役員員に向けて、事業活動を行う上で注意を要する人権問題について社外の有識者によるセミナーやe-learningを定期的実施し、人権尊重の推進や人権リスクの低減のための啓発活動を行っているとのことである。ウェブサイトでの公表情報によれば、多くの会社がこのような社員に対する人権研修などを実施していることが窺われる。

人権方針の策定はあくまでスタート地点に過ぎず、これを社内の隅々にまで浸透させた上で従業員一人ひとりがその意義や内容を理解し、当該方針に沿った事業活動を実施することが重要である。またそのためには継続的な研修が必要不可欠だ。したがって、上記各社が実施しているようなe-learningや社内研修などを定期的実施した上で、このような研修が実際にいかに社員の認識に影響を与え、企業活動に変化をもたらしているか、その実効性を検証し、実効性を高めていくことが求められる。

4

サプライチェーンの人権問題に対する取り組み

(1) サプライヤーの把握・サプライヤーリストの公開

指導原則に基づき、自社グループのみならずサプライチェーンを含む人権尊重が求められるなか、一次サプライヤーに加え、それ以降の二次・三次サプライヤーなどまで把握することが極めて重要である。特に、水産物は多種多様であり、漁業者・養殖業者・卸売業者・製造/加工業者・輸出業者などサプライチェーンが複雑に絡み合うことから、本事案のような漁船上の労働者に対する人権侵害を未然に防ぎ、発生した侵害の加害者の責任を明確化するうえで、漁獲者や漁船に至るまでのトレーサビリティの確保が不可欠である。

この点、9社いずれも直接の一次サプライヤーを把握しているものの、その先は各社ごとに異なる。イオンは、商品仕様書の管理により、一次サプライヤーが仕入れる原材料の生産者まで把握している。また、三菱商事は大部分の商品において漁獲者や生産者まで把握しており、住友商事は、取扱い水産物のうち売上の大半を占めるベトナム産エビやペルー産イカについて、二次・三次サプライヤーまで把握している。伊藤忠も、原料魚における漁船からのトレースや加工品における加工場からのトレースが可能な体制を構築している。いずれも、人権侵害が発生しやすいサプライチェーンの上流に位置するサプライヤーの把握に取り組んでいる点は評価できる。

一方、セブン&アイ・ホールディングスは、一次サプライヤーまでの把握にとどまり、二次・三次サプライヤー及び原料調達先の労働環境を把握していないため、今後の課題として認識し、改善に努めるとしている。また、マルハニチロ、日本水産、三井物産、丸紅も、漁獲者や漁船に至るまでのトレーサビリティが十分ではないと考えられる。このように二次・三次以降のサプライヤーの把握が不十分な水産業界関連会社については、より具体的に人権リスクを把握するために、最終

的な漁獲者や漁船に至るまでの更なるサプライヤーの把握が大きな課題である。

もっとも、サプライヤーの把握に積極的に取り組んでいると思われる企業を含む9社全てにつき、サプライヤーリストの公開は行っていなかった。水産業の特性上、サプライチェーンが複雑でそのサプライヤーの数が膨大だとしても、そのサプライヤーとの事業活動から利益を得ている以上、そこで生じうる人権リスクを特定することが企業の役割であることを指導原則は強調している。当該指導原則に加え、近年、業界は異なるものの、例えばパーム油産業や縫製産業において、自社の人権尊重責任の一環としてサプライチェーンを公開する企業が増加しつつある現状を踏まえると、サプライヤーリストの公開の重要性及びステークホルダーからの要請にも鑑み、今後のサプライヤーリストの公開が望まれる。

(2) サプライヤーへの人権尊重の要請、サプライヤーの調査・モニタリング

上記にて把握したサプライヤーに対し、水産業関連会社9社全てが、サプライヤー行動規範などを通じて人権を尊重するよう求めている点は評価できる。しかし、行動規範などの共有と周知だけでは、実際の人権リスクを予防・軽減するための措置として十分とは言えない。人権侵害の発生を防ぐために、いかにサプライヤーの調査やモニタリングを行うかが重要である。

この点、各社とも種々の調査を実施しているものの、サプライヤーに対する定期的な訪問調査を行っていると思われる会社がある一方、アンケート調査のみにとどまる企業も存在する。例えば、セブン&アイ・ホールディングスは、プライベートブランド商品の製造委託先に対し、チェックシートによる調査を行ったうえで、海外工場のうちリスク管理の観点から特に重要であると判断した工場（セブンプレミアムの製造委託先工場及びグループ各社のプライベートブランド商品を製造する中国、東南アジア（13か国）の製造委託先工場）及び国内工場の一部について、第三者機関によるCSR監査を毎年実施している。具体的には、工場に訪問し、現場・書類・データの確認に加え、管理者や労働者へのインタビューも実施しているとのことである¹²。

一方、マルハニチロは、2020年度に調査票の送付によるサプライチェーン調査を実施したものの、現時点での訪問調査は未了であり、サプライヤーへのヒアリングや改善依頼は今後検討する予定とのことである。他の7社も、基本的にサプライヤーに対するアンケート調査と現地訪問調査を組み合わせていることが窺われる。

サプライヤー調査・モニタリングに関し、アンケートは一般的に利用される形態であるが、サプライヤーが人権侵害について誠実な回答をしない場合には見過ごされてしまうという問題がある。そのため、現場にて定期的な訪問調査を行うべきである。特に、本事案のような漁船の乗組員に対する深刻な人権侵害事案を防止するためには、最終的に、乗組員に対する直接のインタビューを実施することが望ましい。漁船の乗組員のような水産業の労働者は、その労働環境の性質上、前述のような搾取的な労働条件、強制・長時間労働、虐待などのリスクに常に直面している。したがって、水産業関連会社は、アンケート等に加えて漁船の乗組員に対するインタビューを含むサプライチェーン上の包括的かつ詳細な事実調査を行い、人権リスクを把握する責任がある。

この意味において、水産業関連会社9社が実施しているサプライヤーの調査やモニタリングは不十分であり、漁船乗組員の労働者に対するインタビューを含む調査を拡充すべきである。

¹² 株式会社セブン&アイホールディングス「お取引先様とともに築く持続的発展可能なサプライチェーンの構築」<https://www.7andi.com/sustainability/theme/theme5/client.html>（最終閲覧日2021年12月12日）

5

人権デュー・ディリジェンス

水産業関連会社は、上記記事のように、サプライチェーン上における奴隷労働などの人権侵害リスクが存在する可能性が高いと考えられる。したがって、具体的な人権リスクを特定し、それを予防、軽減、また救済するために、サプライヤー全体を対象とする包括的な人権デュー・ディリジェンスの実施が不可欠である。

この点、伊藤忠以外の8社は人権デュー・ディリジェンスを実施している。伊藤忠は、2020年から人権デュー・ディリジェンスを開始しているものの、公表情報によれば、水産業は未実施となっている。人権デュー・ディリジェンスを実施した8社については、デュー・ディリジェンスの方法及び結果に関する開示の程度が様々である。イオンのように方法及び結果それぞれにつきある程度具体的な開示を行っている会社が存在する一方で、マルハニチロは「国別及び魚種別に人権リスクのスクリーニングをし」とのみ開示されており、どのような方法でデュー・ディリジェンスを実施したか、全く明らかではない。

人権デュー・ディリジェンスについては、その具体的方法・内容が一義的に定まっているものではなく、透明性と説明責任を担保するため、その方法及び結果それぞれについて十分な開示を行うことが必要である。よって、水産業関連会社各社においてより一層の開示が望まれる。サプライヤー全体のなかで明らかとなった人権リスクとそれに対する対応を開示することが、ステークホルダーに対する説明責任の観点からも極めて重要である。

また、サプライチェーン上の労働者（漁船の乗組員を含む）に対する新型コロナウイルス対策も現在の状況に照らし、特に重要である¹³。サプライチェーン上の労働者（漁船の乗組員を含む）に対する新型コロナウイルス対策の有無・内容の確認については、9社中5社（マルハニチロ、日本水産、イオン、三菱商事、丸紅）が未実施、1社（三井物産）が未回答であった。確認を行った3社のうち、セブン&アイ・ホールディングスは、国内工場についてのみ感染対策や感染者への対応などについての情報や感染者の発生状況の共有を行い、適切に対応しているか確認した。また、住友商事は社内インタビューにて、対象事業におけるコロナ対策の状況（勤務形態、感染予防対策、感染者が発生した場合の措置など）のヒアリングを実施した。したがって、これらの2社も、漁船の乗組員に対する新型コロナウイルス対策の確認は行っていないと考えられる。伊藤忠は、新型コロナウイルス対策として、原料魚（カツオ・マグロ）取引においては漁船の乗組員の疾病発生状況を適宜確認しており、加工品取引においては、従業員の疾病管理を厳格に行うよう要請しているとのことである。状況確認や要請対応の実効性をいかに担保するかという課題は残るものの、このような伊藤忠の対応は一定の参考になる。

¹³ 例えば、マグロ業に関しては、新型コロナウイルスが世界中の労働者に対して壊滅的な影響を与えたことを受け、世界で最も大きな80のツナ缶ブランドに相当する、35のツナ缶ブランドとスーパーマーケットに対して2020年から2021年に行われた調査によると、2年前の同調査結果と比較して、労働者の人権に関する取り組みには進展が殆ど見られなかったという。したがって、コロナウイルスの流行により、人権侵害リスクが更に高まっているとの報告がなされている（ビジネスと人権リソースセンター「All at sea: ツナ缶の太平洋サプライチェーンにおける現在奴隷制に取り組む企業の評価」2021年3月23日、<https://www.business-humanrights.org/ja/> リソースセンターから/ブリーフィング/all-at-sea-an-evaluation-of-company-efforts-to-address-modern-slavery-in-pacific-supply-chains-of-canned-tuna/）。

6

救済手続（グリーンバンス制度）

指導原則は、救済へのアクセスを保障するために、非司法的苦情処理メカニズム（グリーンバンス制度）の構築を求めている。これは、事業活動が国を超えて広範囲にわたる中、声を上げにくい人権侵害の被害者の声を早期に拾い上げ、人権侵害の悪化を未然に防ぐためである。指導原則31によれば、その実効性を確保するために、グリーンバンス制度は、次の要件を充たすべきであるとされている¹⁴：(a)正当性がある、(b)アクセスすることができる、(c)予測可能である、(d)公平である、(e)透明性がある、(f)権利に矛盾しない、(g)継続的学習の源となる、(h)エンゲージメント及び対話に基づく。

本事案のような事例においては、特に上記(b)のアクセス可能性を確保することが重要である。すなわち、漁船の乗組員は、海上を移動する船での仕事の性質上、孤立した閉鎖的な労働環境に置かれやすく、通信環境に制約もあると考えられる。したがって、サプライヤーの労働者が一般的に利用可能なグリーンバンス制度を用意するだけでなく、サプライチェーンの末端である漁船上の乗組員である労働者が現実的に利用可能である制度を構築することが肝要である。

この点に関し、水産業関連会社9社のうち、サプライヤーの労働者がアクセスすることができるグリーンバンス制度を設置している会社は2社（イオン、セブン&アイ・ホールディングス）のみであり、漁船上の労働者がアクセス可能な制度を一部設置している会社は1社（マルハニチロ）であった。イオンは、プライベートブランドのトップバリュについて、当該サプライチェーンに従事する取引先やその従業員が相談・通報可能なホットラインを設置し対応している。当該窓口は第三者機関のASSC（アスク）が担当し、相談者が希望する場合は匿名でイオンの窓口へ報告されるとのことである。また、公開情報によれば、英語や中国語などでの通報が可能とされている。もっとも、漁船上の通信環境の整備状況などは公開されておらず、果たして漁船上の労働者が実際に利用可能かという点については不明である。

同様に、セブン&アイ・ホールディングスも、国内グループ会社の取引先の役員、従業員、元従業員が利用可能な取引先専用ヘルプラインを設置しているとは回答するものの、サプライチェーンの末端にいる漁船上の労働者がそれを実際に利用できるかは不明である。

一方、マルハニチロは、社外サプライヤーに対する一律の対話・救済手続は構築できていないものの、一部の海外グループ会社において、船上の労働者がアクセスできるグリーンバンス制度を設置しているとのことである（もっとも、仕組みの詳細は不明である）。

上記のとおり、通信環境やアクセスに制約のある漁船の乗組員が利用可能なグリーンバンス制度を構築するためには、一般的なサプライヤー用のホットラインとは別の特別な配慮が必要と考えられる。また、前提として、イオンの通報制度の

¹⁴ 指導原則31によれば、詳細は、以下のとおりである。

- (a) 正当性がある：利用者であるステークホルダー・グループから信頼され、苦情プロセスの公正な遂行に対して責任を負う
- (b) アクセスすることができる：利用者であるステークホルダー・グループ全てに認知されており、アクセスする際に特別の障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供する
- (c) 予測可能である：各段階に目安となる所要期間を示した、明確で周知の手続が設けられ、利用可能なプロセス及び結果のタイプについて明確に説明され、履行を監視する手段がある
- (d) 公平である：被害を受けた当事者が、公平で、情報に通じ、互いに相手に対する敬意を保持できる条件のもとで苦情処理プロセスに参加するために必要な情報源、助言及び専門知識への正当なアクセスができるようにする
- (e) 透明性がある：苦情当事者にその進捗情報を継続的に知らせ、またその実効性について信頼を築き、危機にさらされている公共の利益をまもるために、メカニズムのパフォーマンスについて十分な情報を提供する
- (f) 権利に矛盾しない：結果及び救済が、国際的に認められた人権に適合していることを確保する
- (g) 継続的学習の源となる：メカニズムを改善し、今後の苦情や被害を防止するための教訓を明確にするために使える手段を活用する
- (h) エンゲージメント及び対話に基づく：利用者となるステークホルダー・グループとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点をあてる。

ように、英語その他の多言語により通報可能な仕組みとしなければならない。その上で、ホットラインの設置のみで満足するのではなく、漁船の乗組員が乗船する前に当該制度の使用方法を説明するなど、当該仕組みが実際に用いられ、機能する体制を整えることが肝要である。

7 ステークホルダーエンゲージメント

人権デュー・ディリジェンスは、実施主体である企業にとっての事業リスクの評価に陥りやすいが、指導原則は、人権侵害の予防・軽減・救済のためのプロセスとして人権デュー・ディリジェンスを定めている。したがって、人権リスクを検討する際は、人権主体である労働者など事業活動によって影響を受ける可能性のある権利主体の視点を中心に据えることが重要である。これを担保するための手段の一つがステークホルダーエンゲージメントである。

アンケート結果によれば、各社とも、労働組合やNGOなどのステークホルダーと定期的に対話を実施していることが認められた。特に、マルハニチロと日本水産は、世界の水産企業10社が科学者と協働し、海洋のサステナビリティを実現するためのイニシアチブである“SeaBOS”に加盟している。マルハニチロによれば、SeaBOSにおいて、年2回の専門家との定期ダイアログに加え、タスクフォース1において、IUU漁業や強制労働の撲滅に関する協議やウェビナーを通じた情報交換を年に数回実施している。

また、イオンは、エビやツナ缶について、タイの取引先とダイアログを実施し、船までのトレーサビリティなどの改善の確認をしている。その上で、タイのエビの養殖については、人権面の確認のためASC認証の取得の商品に切り替えており、ツナ缶については原料までの第三者認証のChain of Custodyにより、履歴を明らかにするとともに、天然魚の漁業の操業部分の規格の中に人権の基準を取り入れるよう、第三者認証のプログラムホルダーにも働きかけを継続しているとのことである。

三菱商事は、水産分野のエンゲージメントとして、持続可能な水産資源への取り組みやIUU漁業の撲滅等について、WWFジャパンと定期的に取り組み内容のレビューや情報交換を行っているとのことである。

このように水産分野の特性に応じたステークホルダーとの対話を実施していることは、評価に値する。今後も継続して実施するとともに、水産業界特有の人権リスクについて、業界全体で取り組みを促進することを期待する。なお、ダイアログを実施した際には、実施した事実のみならず、提起された問題意識（人権リスク）や当該問題に対する対応方針も含めて開示することが望ましい。

8 漁船 Longxing 629 号事件への対応

上記2で述べた通り、本事件では多くの人権侵害が報告された。

乗組員らは、人材斡旋会社を経由して大連海洋漁業に採用されたものの、同人材斡旋会社から就労開始前に多額の手数

料を要求され、かつ、給料からこの手数料が控除されたため、最も収入が多い者でも年間300～400米国ドルしか受け取ることができなかった。また、当該乗組員らは過酷な労働環境に置かれ、一日の労働時間は18時間以上であり、食事も十分に与えられなかった。そのため、彼らのほとんどが栄養失調とビタミン欠乏症に陥った。加えて、当該乗組員らは、乗船期間中に副船長及び他の中国人乗組員から継続的な暴力も受けていた。彼らは、パスポートを没収されたため、一年以上の乗船期間中、過酷な状況から脱出することができなかったのである。その後、当該中国漁船内で飲料水が底を尽きかけたとき、インドネシア人乗組員らは、稀釈化した海水しか飲むことが許されなかった。そのような環境に置かれたため、当該乗組員のうち4名は原因不明の病気に罹患し死亡した。さらに、そのうち3名の遺体は、家族に返還されることなく、海にそのまま遺棄されてしまったのである。

日本水産は、本件を踏まえ、調達に関わるサプライチェーンにおいて、本事案の漁船（中国の大連海洋漁業株式会社が運営する漁船Longxing 629号）との関わりがないことを確認したとのことである。そして、人権デュー・ディリジェンスのプロセスにおいて、バリューチェーン上のリスク分析をワークショップ形式で実施し、本事案を具体例として説明し、水産業特有の重大リスクとして捉えるよう参加者へ説明し、リスク分析の際の参考としたとのことである。このように、本事案の検討や分析を行い、今後の同種問題を回避すべく自社の取り組みに活かすことは、具体的な事案に基づく取り組みとして参考にされるべきである。

なお、三菱商事は、過去に大連海洋漁業株式会社の鮪を直接的、又は在日本の輸入者経由で間接的に購入したことがあるが、現在本邦における遠洋延縄鮪取引は行っていないため、大連遠洋との取引はなく、今後も遠洋延縄鮪取引を再開する計画は無いため、大連遠洋との取引の予定もないと回答している。

9

国際社会における日本企業の取り組みの評価

以上指摘した日本企業の取り組みの課題は、国際的なベンチマーク評価にも表れている。企業の持続可能な社会に向けた取り組みを促進するイニシアチブであるWorld Benchmarking Allianceの一つであり、水産業における30社の取り組みを評価するSeafood Stewardship Indexは、2021年10月、今年の各企業のスコアを発表した¹⁵が、日本企業の総合点及び特に人権への取り組みを評価する社会的責任に関する点数は以下の通りであった。

| ランキング | 企業名 | 総合点数 (100点満点) | 社会的責任 (40点満点) |
|-------|------------------|---------------|---------------|
| 1位 | Thai Union Group | 51.9 | 21.2 |
| 17位 | 日本水産 | 18.6 | 3.2 |
| 18位 | 三菱商事 | 16.4 | 5.6 |
| 19位 | マルハニチロ | 15.9 | 5.1 |
| 22位 | 極洋 | 10.2 | 2.6 |
| 23位 | 丸紅 | 9.8 | 5.6 |
| 26位 | 横浜冷凍 | 1.8 | 0.5 |

¹⁵ World Benchmarking Alliance “Seafood Stewardship Index” <https://www.worldbenchmarkingalliance.org/publication/seafood-stewardship-index/> (最終閲覧日2021年11月7日)

ここでも、水産業が、強制労働や漁船上での劣悪な労働環境など、人権や労働者の権利侵害のリスクが高い分野として世界的に認識されていること、実際に、これまでに明らかにされているように、水産業は、労働者、特に遠洋漁業の漁師の人権と安全衛生を確保するための課題に直面していることが指摘された。さらに、水産業界は、複雑で不透明なサプライチェーンが特徴であり、企業が人権や労働者の権利に関するリスクを確実に認識し、それに基づいて行動する必要性が強調されていることが改めて確認された。また指導原則や国際労働機関 (ILO) の条約など、明確に定義され、世界的に合意された枠組みがあるにもかかわらず、今回の Seafood Stewardship Index による調査では、水産業界の企業の取り組みの遅れが判明し、そのことが批判されている。

漁船上での労働・生活環境という点からは、この問題に取り組む明確な方針を持っているのは8社 (Bolton Group、CP Group、FCF、High Liner Foods、Nueva Pescanova、Parlevliet & Van der Plas、Royal Greenland、Thai Union) のみで、そのうち2社 (FCFと Thai Union) のみがモニタリングの手順を設けてこの方針を補完する。漁船会社とバイヤーは、自社の事業やサプライチェーンの船舶において、関連するILO条約に沿った社会的責任基準の開発と実施を支援することで、漁船上の労働条件や生活条件の改善に貢献することができると本報告書は述べている。また、サプライチェーン上で重要な役割を担う、小規模生産者や漁師への支援の必要性、特に事業全体での生活賃金の支払いに向けた目標や、サプライチェーンでの生活賃金の支払いの支援の開示も必要とされている。

10 結論

(1) 企業の対応

以上のとおり、各社は、漁船 Longxing 629 号事件で指摘されたような水産業における人権問題について既に認識しており、人権方針を策定して指導原則に則った一定の対応を進めていることが明らかとなり、そのことは評価できる。

しかしながら、二次・三次以降のサプライヤーの把握が不十分な水産業関連会社が多く、卸売業者・製造/加工業者・輸出業者だけでなく、最終的な漁獲者や漁船に至るまでのサプライヤーの把握が大きな課題である。また、サプライヤーの把握に積極的に取り組んでいると思われる企業についても、サプライヤーリストの公開は行っていなかったことから、サプライヤーリストの公開が望まれる。サプライヤーの調査との関係では、各社が現在実施しているモニタリングは不十分であり、漁船の労働者に対するインタビューを含む調査の拡充を行い、人権リスクに対する、より実効的な取り組みを実施すべきである。

いずれの企業もサプライヤー監査を含む実効性のある人権デュー・ディリジェンスの仕組みが十分ではなく、指導原則が求める国際人権上の基準からは遠く、改善の余地が大きいことも明らかとなった。とりわけ、どの業種・業界であっても未だ課題の多いサプライチェーン上の人権保障については、水産業界においてもその把握と公開について非常に課題が多いことが再認識された。

水産業関連会社の扱う国境を越えた多種多様な生産物のうち、実効的な監査体制や人権デュー・ディリジェンス体制が確立されているものは一握りであり、公表されている明快な人権指針と実施体制の欠落のギャップが著しい。実効的な監査体制や人権デュー・ディリジェンス体制が構築途上であれば、そのプロセスも含む今後のロードマップを公表し、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことが求められる。ところが、人権デュー・ディリジェンスにおける人権リスク特定に関するプロセスや透明性、情報公開という点でも不十分な企業が少なくなかった。

こうした状況では、水産業関連会社における調達が「ブラックボックス」となり、日本のビジネス、消費者に関連したグローバルサプライチェーンにおける人権侵害の多くが是正されないまま放置され続けることが深刻に懸念される。

i 回答概要のまとめ

今回の回答概要のまとめは別紙のとおりである。緑色がある程度指導原則に沿った対応、黄色が改善の余地があるものの一定の評価ができるもの、赤は早急な取組みが求められるものである。各社に対し、サプライチェーン上の労働者などのステークホルダーの人権について尊重すべき責任があることを改めて認識し、それを前提としたうえで、中長期的な経営企画においてそれをどのように位置付け、達成するための課題、そこに向けたロードマップ、それを評価する具体的なKPI等を示すことを求めたい。

ii SDGsについて

SDGsについて、各ゴールをラベリングする形で自社の取組みをマッピングしたのもも報告書等で散見されたが、SDGsの個別ゴールはあくまで指針に過ぎず、いずれのゴールも人権主体である「人」を中心とするSDGsの本質からすれば過度なラベリングはかえってSDGsの本質から外れる。見落とされがちであるものの、SDGsの本文パラグラフ67は、民間セクターがSDGsに取り組むための大原則として指導原則に言及している。すなわち、SDGsの各ゴール達成に向けた取組みの実施の際には、すべての事業活動が指導原則を遵守するものであることを求めている。今一度、この趣旨に立ち戻ることを強く求める。

iii 市民社会から求められていること

企業活動が社会や人との関わりにおいて醸成されるものである以上、人権リスクを完全にゼロにすることはできない。だからこそ、早い段階で人権リスクを特定し、その蔓延を防止・軽減し、人権侵害が生じた場合には救済に取り組むことが責任ある企業行動として求められている。

市民社会としても、建設的なダイアログ・エンゲージメントを今後も実施し、消費者の意識改革も促すと同時に、持続可能な社会の実現に向けた取組みに向けた協働を加速させていきたい。

iv 小括

以上のとおり、水産業関連会社各社は、人権方針を策定し、サプライチェーン上の人権問題・人権侵害リスクについて、指導原則をはじめとする国際水準が求める企業の責任に対応することが求められる。指導原則は、事業活動に関連する個人の人権を尊重する国際人権尊重責任を定め、効果的にサプライチェーン上の人権問題及び人権侵害リスクを特定し、是正・予防・軽減するために人権DD体制の構築の基準も設けている。加えて、事業活動に関連する人権侵害に早期に対応できるよう、指導原則に沿って対話・救済（苦情処理）メカニズムを構築することも必要である。

企業は、指導原則に従い、とりわけ水産業における労働者の人権侵害の把握は困難であり、また、現在の国内法制度と国際人権基準との間に深刻なギャップがあることを認識した上で、事業活動に関連する人権侵害に対する責任を果たすべきである。

(2) 国家の対応

以上のとおり、各水産業関連会社には指導原則に則った自主的な取組みが求められるが、本件のようなサプライチェーン上の人権リスクをできる限り予防・軽減するために、日本政府には、企業に対し、人権デュー・ディリジェンスを法的義務とし、その結果を含む非財務情報の開示及び説明を義務付ける国内法を整備することが強く求められている。

この点、国内法においては、人権デュー・ディリジェンスを法的義務とし、その結果を含む非財務情報の開示及び説明を義務付け、サプライチェーン上の人権侵害の被害者に対して効果的な救済を与える法制度が欠如している。日本政府は、NAP策定に基づき指導原則を実現するためにも、サプライチェーンを含む上流における人権侵害を把握するためには、企業に対し、適切なデュー・ディリジェンスの実施を義務付け、その結果やサプライヤーの情報、活動、監査結果などを開示させるルールを導入することが必要である。

また、サプライチェーン上の人権侵害の被害者に対して効果的な救済を与えるために、非司法的救済を含む被害者救済のための新たな法制度を検討し実施することは、日本政府が負う国家としての義務である。司法制度などの既存の制度のみでは被害者の効果的な救済を図ることが難しいため、非司法的救済を含む被害者救済のための仕組みを構築することも重要である。

加えて、前述のとおり、世界有数の水産物輸入国として国際社会に対する社会的責任を果たし、かつ、水産業における人権侵害事案を防止するために、日本政府は、単にIUU漁業による漁獲物の輸入規制をするのみではなく、採捕の過程で、漁船上の乗組員等の人権が侵害されているおそれのある漁獲物の輸入も禁止する法規制を整備すべきである。

国際条約との関係では、UNCLOS、RFMO、PSMA、UNTOC及び2007年の漁業条約に関連する国際労働機関（ILO）条約を含む、IUUの漁業及び漁船の労働条件に関連する国際条約を速やかに批准し、実施することが重要である。

提言

ヒューマンライツ・ナウは、本アンケート調査を受けて、日本政府及び各水産業関連会社に対し、以下の事項を提言する。

(1) 日本政府への提言

- NAPに従い、企業の人権尊重責任が果たされるよう、国内法整備をはじめ、必要なあらゆる施策を講じること。
- 水産業を含む全ての企業に対し、サプライチェーンリストの開示と適切なデュー・ディリジェンスを義務付ける法律を制定すること。
- 単にIUU漁業による漁獲物の輸入規制をするのみではなく、採捕の過程で、漁船上の乗組員等の人権が侵害されているおそれのある漁獲物の輸入も禁止する法規制を整備し、漁業活動における人権保障と労働条件向上に関する国際的な基準を強化することに貢献すること。
- UNCLOS、RFMO、PSMA、UNTOC及び2007年の漁業条約に関連するILO条約を含む、IUUの漁業及び漁船の労働条件に関連する国際条約を速やかに批准し、実施すること。

(2) 水産業関連会社への提言

- 漁獲者や漁船など最終サプライヤーに至るまでの全てのサプライヤーを把握し、サプライヤーリストとして公開すること。
- 漁船乗組員の労働者に対する直接のインタビューを含む独立かつ実効性のある定期的な監査を実施し、その結果を公開すること。
- 水産業に関する人権リスクの特定・予防・軽減のための人権デュー・ディリジェンスを進めたうえで、そのプロセス、進捗状況・課題、及び、特定した人権リスクを公開し、説明責任を果たすこと。
- 漁船乗組員の労働者が現実的にアクセス可能な実効的な救済制度を構築すること。
- 水産業のステークホルダーとの継続的なダイアログを実施すること。

以上

回答概要一覧

| | マルハニチロ | 日本水産 | イオン | セブン&アイ | 三菱商事 |
|---------------------------|---|---|--|--|-------------------------------------|
| 本事業のような水産業における人権問題の把握 | 把握している | 把握している | 把握している | 情報収集を行っている | 把握している |
| 人権方針 | あり | あり | あり | あり | あり |
| サプライヤーの把握 | 一次サプライヤーの現状把握を優先実施 養殖エビは、二次サプライヤーに対する現地調査実施 | 品目や調達ルートにより一次～三次以降の把握レベルは異なる | 商品仕様書の管理により一次サプライヤーが仕入れる原材料の生産者まで把握 | 一次サプライヤーまで把握 | 大部分の商品について漁獲者・生産者まで把握 |
| サプライヤーリストの公開 | なし | なし | なし | なし | なし |
| サプライヤー調査・モニタリング | 上記サプライヤーに対し調査票による調査を実施。今後、調査票を集計・分析しサプライヤーへのヒアリングや改善依頼を実施予定 | 取引高や依存度の高い一次サプライヤーから、順次、チェックシートによる実態確認、訪問又はオンラインによるヒアリングを実施 | サプライヤーと生産事業者に対するアンケート調査や加工工場の監査 | PB商品製造委託先に対しチェックシートによる調査。高リスクの委託先工場は第三者によるCSR監査(訪問、インタビュー) | 高リスクサプライヤーを中心とした定期アンケート調査。必要に応じ現地視察 |
| 水産業の人権DD | 実施 方法：抽象的に開示 結果：抽象的に開示 | 実施開始 方法と結果は2021年度に開示予定 | 実施 方法：具体的に開示 結果：具体的に開示 | 実施 方法：具体的に開示 結果：抽象的に開示 | 実施 方法：やや具体的に開示 結果：抽象的に開示 |
| サプライチェーン上の労働者に対するコロナ対策の確認 | 未実施 | 未実施 | 未実施 (具体的な確認手法につき協議中) | 国内工場のみ実施。漁船乗組員に対しては未実施と思われる | 未実施 |
| 漁船上の労働者がアクセス可能なグリーンバンス制度 | 一部設置 | 未設置 | サプライヤーの労働者がアクセス可能な制度を設置。漁船上の労働者が利用できるか不明 | サプライヤーの労働者がアクセス可能な制度を設置。漁船上の労働者が利用できるか不明 | 未設置 |

※回答概要の色分けの基準は、以下のとおりである。なお、緑色であっても、必要かつ十分な対応というわけではなく、更なる改善を希望する。

緑色 …改善の余地を残すものの、一定の評価ができるもの

黄色 …不十分ではあるが、ある程度の対応を行っているもの

赤色 …早急な取り組みが求められるもの

別紙

| | 三井物産 | 伊藤忠 | 住友商事 | 丸紅 |
|---------------------------|---|------------------------------------|--|---|
| 本事案のような水産業における人権問題の把握 | 把握している | 把握している | 把握している | 一般論としては知見あるが本事案そのものは把握なし |
| 人権方針 | あり | あり | あり | あり |
| サプライヤーの把握 | 水産品を取り扱う子会社において、1次サプライヤー及び一部の2次サプライヤーまで把握 | 原料魚は基本的に漁船からトレース可能、加工品は加工場からトレース可能 | 住商フーズ(株)の取扱い水産物のうち売上の大半を占める商品につき、二次・三次サプライヤーまで把握 | 原則的に商流全体の把握に努めているが、事業ノウハウに関わるため個々の商流ごとの把握状況は非公開 |
| サプライヤーリストの公開 | なし | なし | なし | なし |
| サプライヤー調査・モニタリング | サプライヤーに対するアンケート調査及び現地訪問調査 | サプライヤー45社に対する毎年の訪問調査 | 全サプライヤーに対するアンケート調査や定期的な現地訪問(5年に一度) | サプライヤーに対するアンケート調査や訪問調査。 |
| 水産業の人権DD | 実施開始 方法：具体的に開示 結果：抽象的に開示 | 水産業は未実施 | 実施開始 方法：具体的に開示 結果：具体的に開示 | 実施したが詳細は非公開 |
| サプライチェーン上の労働者に対するコロナ対策の確認 | 直接的な回答なし | 原料魚取引において漁船乗務員の疾病発生状況を適宜確認 | 社内インタビューにて、対象事業におけるコロナ対策状況のヒアリングを実施。漁船乗組員に対しては不明 | 未実施 |
| 漁船上の労働者がアクセス可能なグリーンバンス制度 | 未設置 (一般的な問い合わせ窓口のみ) | 未設置 | 未設置 | 未設置 |

※回答概要の色分けの基準は、以下のとおりである。なお、緑色であっても、必要かつ十分な対応というわけではなく、更なる改善を希望する。

緑色 …改善の余地を残すものの、一定の評価ができるもの

黄色 …不十分ではあるが、ある程度の対応を行っているもの

赤色 …早急な取り組みが求められるもの